

広島県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年四月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷大和線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市本郷町善入寺字北糺木谷九四番一〇地先から 三原市本郷町善入寺字正廣九五番五地先まで	新	旧	一三六・〇〇 三八一・〇〇	一九四・〇〇	幅員減少 不用物件延長 一三三・〇〇 メートル
			二〇一・〇〇 三三〇・〇〇	一九四・〇〇	
三原市本郷町善入寺字北糺木谷九四番一〇地先から 三原市本郷町善入寺字正廣九五番六地先まで	新	旧	一五七・〇〇 三八一・〇〇	二二六・〇〇	拡幅
			一六・〇〇 一五八・〇〇	二二六・〇〇	
三原市本郷町善入寺字宮之向一五六番一一地先から 三原市本郷町善入寺字正廣九五番一五地先まで	新	旧	一六・〇〇 二六九・〇〇	一四二・〇〇	拡幅
			一六・〇〇 一五八・〇〇	一四二・〇〇	